

令和 7 年 5 月 12 日

お客さま 各位

手形・小切手の全面的な電子化に向けた取組について

平素は、格別のご高配を賜り厚く御礼申し上げます。

広島県信用組合（理事長 深山 春幸）では、2021 年 6 月に政府より公表された「成長戦略実行計画」における「2026 年度末（令和 9 年 3 月末）までの手形・小切手の全面的な電子化」に向けて取り組んでまいりますので、下記のとおりお知らせいたします。

記

1. 当座預金の新規開設の停止（実施日：2025 年 8 月 1 日（金））

当座預金の新規開設を停止します。実施日以降に事業性資金にかかる新規口座の開設をご希望の場合は、「普通預金」または「決済用預金（無利息型普通預金）」をご利用ください。

なお、既に当座預金をお持ちのお客さまは、引き続きご利用可能です。

2. 2027 年 4 月以降を期日とする手形・小切手の代金取立の受付停止（実施日：2025 年 8 月 1 日（金））

2027 年 4 月 1 日（木）以降を期日とする手形や小切手（先日付小切手）について、期日管理を行う代金取立の受付を停止します。該当の手形等を既にお持ちのお客さまで代金取立を希望される場合は、2025 年 7 月 31 日（木）までにお取引店でお手続きください。

また、実施日以降、2027 年 4 月以降を期日とする手形等を受け入れたお客さまは、支払呈示期間中にお取引店でご入金手続きをお願いいたします。

3. 払戻請求書による払戻しの取扱開始（実施日：2025 年 8 月 1 日（金））

手形・小切手に代わる支払手段として、払戻請求書による当座勘定の払戻しの取り扱いを開始いたします。

4. 手形・小切手機能の全面的な電子化に向けて

当組合では、2026 年度末までに手形・小切手の全面的な電子化を目指してまいりますので、手形・小切手をご利用中のお客さまにおかれましても、電子記録債権（でんさいネットサービス）の利用およびインターネットバンキングからの振込といった電子的決済手段への移行をご検討いただきますようお願いいたします。

<ご参考：広島県信用組合が提供するデジタルサービスについて>

手形をご利用のお客さま

手形に代わる決済手段として「ケンシンでんさいネットサービス」のご利用を推奨しております。

「でんさい」とは、「でんさいネット」が取り扱う電子記録債権を指し、電子的に金銭債権のやり取りを行うことができます。

小切手をご利用のお客さま

小切手に代わる決済手段として、「ケンシン法人向けインターネットバンキング」のご利用を推奨しております。

以上

【お問い合わせ先】 広島県信用組合 業務部 TEL：0120-745-530（フリーダイヤル）

受付時間：平日 9 時 00 分～17 時 00 分（土・日・祝日を除く）

